

首都圏ふるさと井川会参加費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、首都圏で開催される首都圏ふるさと井川会（以下「井川会という。」）の総会へ参加する以下の者に対し、予算の範囲内において首都圏ふるさと井川会参加費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、参加者の旅費及び会費の負担を軽減し、より参加しやすいものとするを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、秋田県内に住所を有し、かつ井川会の総会へ参加する者とする。ただし、第4条第2項に該当する者の会費相当額は、井川会へ補助するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総会へ参加するために必要な旅費及び会費とする。

(補助金の種類及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、それぞれ次の各号に掲げる補助金の種類に応じた額とする。

- (1) 秋田県内在住者 上限20,000円
- (2) 井川町出身29歳以下の者 会費相当額

(交付及び申請)

第5条 補助金の申請を受けようとする者は、首都圏ふるさと井川会参加費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げるいずれかの書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の領収書等の写し
- (2) 井川町出身29歳以下の者の出席が確認できる名簿

(補助金の申請期限)

第6条 前条の規定による申請ができる期限は、当該年度中とする。

(交付決定通知)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認められたときは、首都圏ふるさと井川会参加費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請により、不当に補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。